

株式
の取得等に関する届出書
持 分 _____
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍		
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金		
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接間接に議決権 の50%以上を保有している会社 ニ イが役員数の過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの		
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		記名押印又は署名	
		住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者電話)				

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資 本 金 (払込資本)	取得前、一任運用前又は設立時 円 (株 (口)) 取得後又は一任運用後 円 (株 (口))
	(5) 外 資 比 率	取得後又は一任運用後の外資比率 % (取得前又は一任運用前 %)
	(6) 事前届出業種に該 当する理由	
	(7) 事前届出業種に該 当する連結子会社等 があるときは、当該 連結子会社等に関す る事項	

5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	
	数 量	株
	出 資 比 率	%
6 その他の事項		

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 本届出書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 2 代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 5 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記し、「(5) 外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。
- 6 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を、特定取得の場合には対内直

接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

- 7 「2 取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「(2) 取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。
 「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。
 「(6) 取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。
- 8 「3 取得又は一任運用の目的等」欄中「(1) 取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的を記入すること。「(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3) 取得後又は一任運用後の事業計画」欄には、取得後又は一任運用後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後又は一任運用後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、取得又は一任運用の目的が「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
- 9 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。
- 10 「5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得しようとするときにあっては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとするときにあっては、届出者と特別の関係にあるものがする一任運用（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。
- 11 本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第3条第2項第3号に該当する対内直接投資等である場合又は本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合には、その旨、「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 12 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2 銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行つた年月日	金 額	銀行等又は資金移動業者確認印

（日本産業規格A4）

別紙様式第一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

届出書記入例（対内直接投資のケース）

株 式

の 取 得 等 に 関 す る 届 出 書

~~持 分~~

〇年 〇月 〇日

財務大臣殿 1.大臣の氏名は不要。
〇〇大臣殿 2.〇〇には事業所管大臣を記入すること。
(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	エイ・ビー・シー・コーポレーション(ABC Corp.) 代表者 エックス・ワイ・ゼット 記名押印又は署名			
	住所又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 100	国 籍	アメリカ 合 衆 国	
	職業又は営んで いる事業の内容	医薬品、化学製品の製造、販売、輸出入	資本金	※1億米ドル	
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 <input checked="" type="radio"/> 外国法人等 <input type="radio"/> ハイ及びロが直接間接議決権 の50%以上を保有している会社 <input type="radio"/> ニイが役員の大過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの			
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	〇〇株式会社 記名押印又は署名 代表者 甲 野 太 郎 <input checked="" type="radio"/> (印)		
		住所又は主たる 事務所の所在地	東京都中央区〇〇町〇番地		
事務上の連絡先 (担当者電話)	〇〇株式会社 Tel.3279-1111 経理課 乙野二郎 内線 1111				

※届出者が個人の場合は「資本金」欄は斜線。

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	日本〇〇化学株式会社 設立準備中の場合には、「(設立準備中)」 と記入すること。
	(2) 本店の所在地	東京都港区〇〇町〇番地
	(3) 定款上の事業目的	定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入すること(事業目的が多い場合、「別 紙のとおり」と記入し、別紙を添付して差し支えない)。
	(4) 資 本 金 (払込資本)	取得前、一任運用前又は設立時 800百万円(16千株(口)) 取得後又は一任運用後 800百万円(16千株(口))
	(5) 外 資 比 率	取得後又は一任運用後の外資比率 20.0% (取得前又は一任運用前 9.0%)
	(6) 事前届出業種に該 当する理由	炭素繊維製造業(別表第1第5号に掲げる輸出貿易管理令別表第1の 5(18)の大分類E-製造業、別表第1第6号イに掲げる外国為替令 別表の5(1)の製造技術を保有する大分類E-製造業) 石油精製業(別表第2 1711石油精製業)

連結子会社等が多数ある場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙に1)～6)の内容を一覧表形式に表示して添付する。

<p>(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項</p>	<p>該当する連結子会社等があるときは、次のように記入する。</p> <p>1)名称 ○○ロケット研究所 2)本店の所在地 東京都品川区○○町○番地 3)資本金 100 百万円 4)外資比率 0% 5)発行会社による出資比率 100% 6)事前届出業種に該当する理由 ロケットの研究・開発 (別表第1第6号に掲げる外国為替令別表の4(3)の設計技術を保有するハに掲げる業種：小分類711-自然科学研究所)</p>		
<p>2 取得又は一任運用をしようとする株式(持分)</p>	<p>(1) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)</p>	<p>イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他</p>	
	<p>(2) 取得又は一任運用の態様</p>	<p>旧株の譲受による取得</p>	
	<p>(3) 数量、取得・一任運用価額等</p>	<p>数 量 1,760 株 (口) 取得価額又は一任運用価額 88,000,000 円 (一株 (口) 当たり 50,000 円) 取得後又は一任運用後の出資比率 20.0% (取得前又は一任運用前の比率 9.0%) 取得後又は一任運用後の議決権比率 20.0% (取得前又は一任運用前の比率 9.0%)</p>	
	<p>(4) 取得又は一任運用の時期</p>	<p>届出受理日から6か月以内</p>	
	<p>(5) 支払の時期</p>	<p>届出受理日から6か月以内</p>	
	<p>(6) 取得又は一任運用の相手方 (注1) 譲渡数量の合計は、(3)欄の数量と一致させること。</p>	<p>氏名又は名称</p>	<p>東京○○化学株式会社</p>
	<p>住所又は主たる事務所の所在地</p>	<p>東京都中央区○○町○番地</p>	
	<p>譲渡数量</p>	<p>1,760 株</p>	
<p>任3 運用取得の目的は等一</p>	<p>(1) 取得又は一任運用の目的</p>	<p>経営関与</p>	
	<p>(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法</p>	<p>株主総会における株主提案</p>	

(3) 取得後又は一任運用後の事業計画	<事前届出業種に係る設備投資計画> 炭素繊維製造業 届出年度 〇〇百万円 翌年度 〇〇百万円 石油精製業 届出年度 〇〇百万円 翌年度 〇〇百万円 <事前届出業種に係る販売計画> 炭素繊維製造業 届出年度 〇〇百万円 翌年度 〇〇百万円 石油精製業 届出年度 〇〇百万円 翌年度 〇〇百万円	
	(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い	石油精製業については、現状の事業規模を見直し、規模の縮小を検討する。また、炭素繊維製造業については、今後の製造規模を拡大するために新たな設備投資を実施し生産能力を拡大させる。
4 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	
5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等 (注2) 該当がない場合は「なし」と記入する。	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	
	数 量	なし(注2) 株
出 資 比 率	%	

6 その他の事項	1) 発行会社設立年月日：○年○月○日 2) 前回の届出（報告）後に、届出者または発行会社の商号、住所（所在地）の変更があった場合は、変更年月および変更前の商号等を記入すること。
----------	--

届出受理年月日	
及び受理番号	

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 本届出書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 2 代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 5 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記し、「(5) 外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。
- 6 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 7 「2 取得又は一任運用をしようとする株式（持分）」欄中「(2) 取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。
 「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。）や、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。）に記載された総株主の議決権の数をを用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。
 「(6) 取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。
- 8 「3 取得又は一任運用の目的等」欄中「(1) 取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的を記入すること。「(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等

の経営関与の方法を記入すること。「(3) 取得後又は一任運用後の事業計画」欄には、取得後又は一任運用後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後又は一任運用後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、取得後又は一任運用の目的が「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

- 9 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。
- 10 「5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第 26 条第 2 項第 1 号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得しようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第 2 条第 4 項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第 26 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする一任運用（対内直接投資等に関する政令第 2 条第 9 項第 3 号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。
- 11 本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第 3 条第 2 項第 3 号に該当する対内直接投資等である場合又は本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合には、その旨、「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 12 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2 銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第 17 条（第 17 条の 3 において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行つた年月日	金 額	銀行等又は資金移動業者確認印

（日本産業規格 A 4）

対内直接投資に係る「株式（持分）の取得等に関する届出書」の記入の手引

1. 届出が必要な取引または行為

外国投資家が本邦にある会社（上場会社、店頭登録会社＜以下「上場会社等」といいます＞および非上場会社）の株式もしくは持分を取得（注1）または上場会社等の株式への一任運用（注2）をする場合であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 本邦にある会社（発行会社）またはその子会社もしくは完全対等合弁会社（注3）が行う事業中に、事前届出業種（*）が含まれている場合。

* 事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第一および別表第二に掲載されている業種に該当する業種ならびに別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く）に該当しない業種（別表第一および別表第二に掲載されている業種を除く）をいいます。事前届出業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている事前届出業種の製造等具体的な事業が含まれますのでご注意ください。

- (2) 外国投資家の国籍または所在国（地域を含む）が日本および「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国または地域以外の場合。

- (3) イラン関係者（*）により行われる、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第7項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件」）第一号に掲げる次の行為。

- a 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種（**）を営む会社の株式（持分）の取得。
- b 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種を営む上場会社等の株式への一任運用。

* イラン関係者とは、イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）もしくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所またはこれらのものに実質的に支配されている外国投資家であるものをいいます。

* * 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種とは、告示（「国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種を指定する件」）別表に掲載されている業種をいいます。

ただし、次のいずれかに該当するものは届出不要です。

- a 相続、遺贈による株式（持分）の取得。
- b 「特定非上場会社」（特定取得に係る事前届出業種を営んでいない非上場会社。以下同じ）の株式（持分）を所有する法人の合併に伴う存続会社（または新設会社）による当該非上場会社の株式（持分）の取得。

- c 「特定非上場会社」の株式（持分）を所有する法人の分割に伴う、分割後当該事業を継承する新設の法人（または既存の法人）による当該非上場会社の株式（持分）の取得。
- d 事前届出の対象となる非上場会社の株式（持分）の取得であって、上場または登録申請中のものであり、かつ、取得後の出資比率（対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める特別の関係にある者の分を含む<以下同じ>）が10%未満の場合。
- e 株式の分割または併合により発行される新株の取得または当該新株に係る株式への一任運用。
- f 特定の外国投資家による出資比率が10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」という）による株式（持分）の取得または上場会社等の株式への一任運用。なお、特定の外国投資家自身が、「特定上場会社等」である場合には、その者からの出資比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、「特定上場会社等」からの出資比率が10%以上であり、他の特定の外国投資家からの出資比率が（特別の関係にある者と合わせて）10%未満の居住者外国投資家のことを『特別上場会社等』といいます。
- g 発行会社の組織変更に伴う組織変更前の株式（持分）に代る組織変更後の株式（持分）の取得。
- h 株式無償割当てによる株式の取得または株式への一任運用。
- i 取得条項付株式の取得または取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式（持分）もしくは出資証券の取得または株式への一任運用。
- j 「特別非上場会社」（「特定上場会社等」を除く、いずれの外国投資家からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る）のことをいう）による株式・持分・出資証券の取得または上場会社等の株式への一任運用。
- k 上場会社等の株式の取得のうち株式の引受け（注4）。ただし、当該行為により取得する株式の議決権の行使を行わないものに限る。なお、引受けの翌日に当該株式を出資比率10%以上所有することとなった場合には、「株式・持分の取得等に関する報告書」（別紙様式第11）の提出が必要です。

（注1） 次の株式（持分）の取得または株式への一任運用は対内直接投資に該当しませんので、届出の対象ではありません（次のa、bのうち居住者と非居住者間の取引は資本取引に該当し、別途報告が必要となる場合があります）。またbのうち、特定取得に係る事前届出業種（*）を営む非上場会社の株式（持分）を他の外国投資家から取得する場合には、特定取得に係る「株式・持分の取得等に関する届出書」を提出する必要があります。詳細は、特定取得に係る「株式・持分の取得等に関する届出書」の記入の手引をご参照下さい。

- a 上場会社等の株式を取得し、または株式への一任運用をする場合であって、取得後または一任運用後の出資比率が10%未満のとき。
- b 非上場会社の株式（持分）を他の外国投資家から取得するとき。

* 特定取得に係る事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表に掲載されている業種に該当する業種をいいます。同業種は、定款上に記載

されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている同業種の製造等具体的な事業が含まれますのでご注意ください。

(注2) 「株式への一任運用」とは、投資一任契約その他の契約に基づき、外国投資家が他のものから委任を受けて株式に運用すること（その指図をすることを含む）をいいます。ただし、対内直接投資に該当するのは、aおよびbの要件をどちらも満たした場合に限ります。

a 株式に投資をするために必要な権限および会社の株主としての議決権その他の権利を行使する権限に関し委任を受けており、委任者が当該権利を行使できないこと。

b 対象となる株式への一任運用後の出資比率（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号ロに定める関連する株式への一任運用分を含む）が10%以上の場合。

(注3) 本邦にある会社（発行会社）の子会社とは、本邦にある会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務および事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の本邦にある会社等をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人および法人格を有しない組合等も含まれます。

また、本邦にある会社（発行会社）の完全対等合弁会社とは、本邦にある会社（その子会社を含む）が総議決権の50%を保有する他の会社（その株主または社員の数が2人であるものに限る）であって、当該会社（発行会社）の子会社に該当しないものをいいます。

(注4) 金融商品取引法第2条第8項第6号に掲げるもの。ただし、同条第6項第3号に係るものを除く。

2. 届出の時期

取得または一任運用の日前6か月以内に届出をして下さい。非居住者外国投資家が届け出る場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

3. 提出書類および提出部数

「株式・持分の取得等に関する届出書」（別紙様式第一）・・・届出書の名宛大臣数+2通

4. 名宛大臣

届出書の名宛大臣とは、財務大臣および発行会社の営む事業の所管大臣（その子会社または完全対等合弁会社が事前届出業種に属する事業を営んでいる場合は、当該事業の所管大臣を含む）をいいます。事業所管大臣および上記1.（1）の事前届出業種が不明な場合は、各省庁の担当窓口（「外為法の報告書等に関する照会先一覧」参照）にご確認下さい。

5. 届出書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局
国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107